

大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害の防止を図り、町民の財産を守るため、大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる電話機または電話機に接続して使用する機器は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するもので、補助金の交付年度内に購入した新品のものとする。

- (1) 電話の着信時、呼び出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能を有するもの
- (2) 通話内容を自動的に録音する機能を有するもの
- (3) 町内の住居に設置するもの

2 電話機等の設置費用、付属品の購入費は対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している、申請年度内において満65歳以上の者
- (2) 65歳以上の者のみの世帯、または65歳以上の者が電話を受けることが多い時間帯のある世帯
- (3) 補助対象者及び同じ世帯に同居する者のいずれもが町税等を滞納していないこと。
- (4) 防犯機能付き電話用機器が設置されていないこと。または、世帯に属する全ての者がこれまでに本要綱における補助金の交付を受けていない世帯であること。
- (5) 購入日が令和4年4月1日以降であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象購入費用の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

ただし、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けた場合は、購入費用から当該補助金額を控除した額を購入費用とみなす。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けよう

とする年度内に大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

（1）補助の対象となる撃退装置の購入に係る領収書（申請者の氏名、商品名、購入金額、購入日および販売店名が明記されている領収書の原本）

（2）申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し

（3）補助金の振込先となる申請者の口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し（交付決定）

第6条 町長は、前条の申請について適否を審査し、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対し大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前項の規定による通知をもってされたものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）に補助金の振込先となる申請者の口座番号がわかる書類を添付して、速やかに町長に補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する請求書が提出された場合は補助金を交付するものとする。

（交付条件）

第9条 補助金の交付条件は次に掲げるものとする。

（1）事業変更により、補助対象経費が増額されても追加補助は行わない。

（2）交付決定者は、当該補助金を受けて取得した電話機等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めなければならない。

（3）規則及びこの要綱を遵守すること。

（補助金交付の取り消し）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付決定の内容又は町長が付した条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

(対象機器の譲渡等の禁止)

第12条 補助金の交付を受けて購入した対象機器を使用する者は、対象機器を購入した日の翌日から起算して5年を経過するまでの間、対象機器を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、特別な事由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(調査への協力)

第13条 補助金の交付を受けた者は、町長が対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。